

京都府立盲学校 スクールバス運行業務に係る入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和3年7月6日

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

ア 京都府立盲学校スクールバス運行業務

イ 京都府立聾学校スクールバス運行業務

なお、盲学校業務と聾学校業務は別の入札対象とする。

また、上記の2校のスクールバス運行に当たっては、双方で運行区域を調整し、それぞれの所有するバスがもう一方に在籍する児童・生徒も乗車対象とする相乗り方式を採用しており、上記ア・イの両校まで送迎する運行を行う。

(2) 業務の仕様等

仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和3年8月1日から令和6年7月31日まで

(4) 業務を行う場所等

ア (1) のアの業務

京都府立盲学校通学区域内等

イ (1) のイの業務

京都府立聾学校通学区域内等

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

ア 1の(1)のア

〒603-8302 京都市北区紫野花ノ坊町1

京都府立盲学校事務部

電話番号 (075) 462-5083 F A X (075) 462-5770

イ 1の(1)のイ

〒616-8092 京都市右京区御室大内4

京都府立聾学校事務部

電話番号 (075) 461-8121 F A X (075) 461-8122

(2) 入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5429 F A X (075) 414-5450

3 仕様書の入手方法

(1) 原則として、5の(1)の期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(2) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、5の(1)の期間に、2の(2)の場所へ問い合わせの上、入手すること。（同期間の正午から午後1時までの間を除く。）

4 入札に参加する者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の

いずれかの業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。

ア 大分類「運搬・運送」－小分類「旅客運送」

イ 大分類「運搬・運送」－小分類「その他」

- (3) 5で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止がなされていない者であること。
- (4) 国、地方公共団体、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、地方公社、地方独立行政法人又は公立大学法人と直接締結した契約において、平成28年度以降にスクールバス運行業務を履行した実績を有する者であること。
- (5) 本店、支店又は営業所等を京都市、向日市、長岡京市、乙訓郡、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡、綴喜郡及び相楽郡のいずれかに1ヶ所でも設置している者であること。
- (6) 運行に使用した車両が事故及び故障その他の理由により運行を中断したときに、その連絡後1時間以内に代替車両による運行を再開するなどの適切な措置を講じて、当該運行業務を継続して行うことができる者であること。

5 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、この案件は、原則として電子調達システムによって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う案件である。電子調達システムによりがたい者は、(3)のイにより承諾を得て例外的に書面により提出することができる。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出期間

入札公告日から令和3年7月12日（月）まで

（日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 提出書類

ア 確認申請書

イ 一般競争入札参加資格確認資料

(ア) 履行実績調書

4の(4)に掲げる資格があることが判断できる同種業務の実績を、少なくとも1件記載すること。

なお、記載した同種業務の実績に係る契約書の写し及び同種業務の内容が判明できる仕様書等の写しを提出すること。

(イ) 支店・営業所等所在地確認資料

令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の登録住所が4の(5)に示した地域以外の場合は、法人登記の履歴事項証明書（写し）等、4の(5)に示した地域に支店・営業所等の設置が確認できる書類。

(ウ) 代替車両運行対応確認資料

4の(6)に掲げる対応の可否を確認する書類として、以下の書類の写しを提出すること。

なお、落札者は、契約締結までに、提出した写しの原本を提出すること。

- ・ 自社保有の車両で代替運行を行う場合は、代替車両保有（賃借可能）証明書
- ・ 他社から借り受ける車両で代替運行を行う場合は、車両賃借可能証明書

(3) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

また、(2)のイの(ア)、(イ)及び(ウ)については、確認申請書提出後に6の質問受付と同様の方法で、電子調達システムにより提出すること。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第

19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、申請書等を1部、2の（2）の場所に持参すること。なお、郵送での提出は認めない。

（4）入札参加資格の確認通知

入札参加資格を確認した後、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

（5）その他

ア 申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4判で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

6 質問の受付・回答

仕様書、契約書（案）及びその他添付書類（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。

（1）質問方法

ア 電子調達システムにより提出すること。

イ 紙入札者は、以下の点に留意の上、2の（2）の場所へ書面により提出することができる。

（ア）件名は「京都府立盲学校スクールバス運行業務に関する質問」又は「京都府立聾学校スクールバス運行業務に関する質問」とすること。

（イ）質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号を記載すること。

（2）受付期限

令和3年7月12日（月）午後5時15分まで

（3）回答

令和3年7月20日（火）までに電子調達システムにより回答する。なお、紙入札者には、ファクシミリ等により回答する。

7 入札手続等

（1）入札期間及び開札の日時等

ア 入札期間

令和3年7月26日（月）午前8時30分から午後3時まで

イ 持参による場合の入札書の提出期間、提出先等

（ア）提出期間

（1）のアに同じ（正午から午後1時までを除く。）

（イ）提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
京都府総務部入札課長

ウ 開札日時

令和3年7月26日（月）午後3時15分

（2）入札の方法

ア 電子入札者は、（1）のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、（1）のイの（ア）の期間及び（イ）の提出先に、入札書を持参により提出すること。なお、郵送での提出は認めない。

（ア）入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人が入札書を提出する場合には代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）しなければならない。

（イ）入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名又は名称若しくは商号及び「京都府立盲学校スクールバス運行業務入札書在中」又は「京都府立聾学校スクールバス運行業務入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

（ウ）入札書を代理人名で提出するときは、委任状を同封すること。

（エ）再度入札における入札書は、入札書とともに提出するものとし、入札書とは別の封筒に入れ、「京都府立盲学校スクールバス運行業務入札書在中」又は「京都府立聾学校スクールバス運行業務再入札書在中」と記載するとともに、

- (イ)と同様に封印等の処理をするものとする。なお、紙入札者が再入札書を提出しなかったときは、再度入札を辞退したものとみなす。
- ウ 資格確認の結果、資格を有すると認められたものが1名の場合には、入札を中止することがある。
- エ 入札回数は、2回までとする。
- (3) 入札書に記載する金額
入札書に記載する金額は、契約期間（令和3年8月1日～令和6年7月31日）における運行予定日数（625日）に1日当たりの単価を乗じた総額を記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札者は、いったん入札書を電子調達システムにより提出し、又は持参により提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。
- (5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。
- (6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札の辞退
入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで（紙入札者にあつては、(1)のイの(イ)の場所に提出するまでをいう。）は入札を辞退することができる。
この場合、電子入札者は、電子調達システムへの入札辞退届の登録を行うこととし、紙入札者は、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を(1)のイの(イ)の提出先へ提出することとする。
なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。
- (8) 入札の無効
次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。
ア 4に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
イ 申請書等を提出しなかった者の行った入札
ウ 申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者の行った入札
オ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札
カ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者の行った入札
キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為を行った者又はその疑いのある者の行った入札
ク 入札参加確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の行った入札
ケ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札を行った者の行った入札
コ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札を行った者の行った入札
- (9) 落札者の決定方法
ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより、落札者を決定するものとする。
落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行っ

たときは、当該落札決定を取り消すことがある。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(10) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がいない場合は、再度入札を行うものとし、開札後、速やかにその旨を電子調達システムにより（紙入札者にとってはファクシミリによる。）通知する。

イ 再度入札における入札書提出期限及び開札日時は、再入札通知書により、再度入札の参加者に通知する。なお、当初入札において不着、辞退又は無効となった者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札参加者は（2）から（7）までの方法により再度入札を行うものとする。

エ 再度入札において、当初入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

9 入札保証金
免除する。

10 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

11 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

12 契約書の作成の要否
要

13 契約の解除予約及び損害賠償請求
京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

14 支払条件
契約の履行の完了を確認した後、契約代金を支払うものとする。

15 その他
（1）前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
（2）京都府ホームページに掲載されている「京都府物品・役務等電子調達運用基準」を遵守すること。
（3）システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(別添)

京都府立盲学校スクールバス運行業務委託仕様書

1 本業務の目的

幼児児童生徒（以下「児童等」という）の通学等の便宜を図るため、京都府所有のスクールバスを安全に運行すること。

2 委託期間

令和3年8月1日～令和6年7月31日

3 運行内容

(1) 次の事項については、別紙のとおり

ア 使用車両 (別紙1)

イ 運行予定経路 (別紙2)

ウ 運行予定時間 (別紙3)

なお、当車両には本校児童等の他、京都府立聾学校児童等も乗車することとし、毎回盲学校・聾学校の双方まで運行する。(別紙2参照) また、運行経路及び時間については、児童等の異動等により委託期間中に変更することがある。

(2) 運行予定日数 625日

内訳 令和3年度 134日 (令和3年8月～令和4年3月)

令和4年度 208日 (令和4年4月～令和5年3月)

令和5年度 209日 (令和5年4月～令和6年3月)

令和6年度 74日 (令和6年4月～令和6年7月)

原則として土・日曜日、祝日及び夏季・冬季・春季休業日を除いた日とする。

ただし、運行予定日数は変更することがある。

(3) 本校が行う地元小中学校との交流教育等（年間18回程度、京都市内及近隣市町村）で児童等を輸送するためスクールバスを運行する。

(4) 上記(3)以外で、スクールバスの運行が必要な場合は別途協議する。

4 業務内容

(1) 児童等の安全を確保するため、善良なる管理者の注意義務をもってスクールバスを運行させること。

なお、運行する車両には児童等の介助を行うための職員を委託者が配置するので、運行の際には連携、協力すること。

(2) 児童等には、親切、丁寧、温かい心をもって接すること。

(3) 受託者は、運行責任者を選任しなければならない。運行責任者は、バス内の状況及び運行状況等を把握し、委託者の求めに応じて報告しなければならない。

(4) 運行車両の法定点検、日常点検等十分な車両の点検整備を実施し、点検整備記録簿を備えること。

(5) 運行中に発生した事故等については、直ちに委託者に連絡するとともに、事故に係る一切の処理を行うこと。

(6) 運行に使用した車両が事故及び故障その他の理由により運行を中断したときは、連絡後1時間以内に代替車両による運行を再開するなど適切な措置を講じ、児童等の輸送業務を継続させること。

(7) 運行に当たっては、委託者と事前に綿密な打ち合わせを行うとともに、運行期間中、常時緊密な連携を保持すること。

(8) 受託者は、運行前に運転者の健康管理状況を確認すること。

5 運転者の要件

下記の要件をすべて満たす者

(1) 大型自動車免許又は大型自動車第二種免許を有する者

- (2) 旅客自動車運送事業に係る事業用自動車（ただし、バスに限る。）又は特別支援学校のスクールバスの運転経験を1年以上有する者
- (3) 受託者が主催する安全運転教育を受けている者
- (4) 良好な健康状態を健康診断等で証明できる者
- (5) 65歳以上である場合は、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断（適齢診断）などの結果が良好である者
- (6) 原則として、委託期間を通じて運転することが可能な者
- (7) 児童等の障害に対する理解を深めるため、委託者が実施する研修等に参加できる者

6 委託契約に含まれる経費等

- (1) スクールバスの車両運行、日常の保守点検等に係る一切の経費
 - ア 車両清掃用品及びその他消耗品（バス内で児童等が使用する消耗品を除く）
 - イ 燃料及び油脂類（エンジンオイル等）
 - ウ 運行に伴い発生する軽微な不調、故障等に要する経費。ただし、車両の老朽化による修理経費については委託者と受託者で別途協議するものとする。
 - エ タイヤ、チューブ、チェーンの保守点検及び修理に要する経費
 - オ 事故、故障等による代替車両に係る経費
- (2) 車両の法定点検に係る経費
 - ア 道路運送車両法に定める点検・整備及びそれらの記録に係る経費
 - イ 点検の結果発生した整備経費。ただし、車両の老朽化による修理経費については委託者と受託者で別途協議するものとする。
- (3) 事故に係る経費
 - ア 対人、対物、旅客及び車両等に対する任意保険料
 - イ 運行中に生じた事故（自損事故を含む。）に伴う車両の原状回復に要する経費
 - ウ 事故の処理、交渉等及び補償に係る一切の経費
 - エ 事故防止対策に係る経費
- (4) 3の(3)交流教育等のための運行に係る経費

7 委託者が負担する経費

- (1) 車検に係る経費
 - ア 自動車損害賠償責任保険、自動車重量税、車両登録印紙代及び代行手数料
 - イ 車検に係る整備代
- (2) 有料道路通行料
- (3) スクールバスに登載した通信機器に係る経費
- (4) 車体の改造、塗り替えに係る経費

8 その他

- (1) スクールバスの保管場所は、学校とする。
- (2) スクールバスの給油は、校内では行わないこと。
- (3) 運行経路及び時間については、児童等の異動等により委託期間中に変更することがあるが、原則としてこの変更に伴う変更契約は締結しないものとする。ただし、その変更に伴い当初契約書に記載された運行予定経路の1日当たり総走行距離の20%以上の延伸または短縮が生じた場合、契約日における燃料の市場価格及び前年度の燃費から算出される金額等をもとに変更契約を締結するものとする。また、契約期間2年目以降に同様の状況が生じた際に比較する距離は、当初契約書に記載された総走行距離とする。
なお、コース数の増減の場合は、この限りではない。
- (4) 夏季休業中に十分な試運行を実施し、これに係る経費は受託者負担とする。

- (2) 旅客自動車運送事業に係る事業用自動車（ただし、バスに限る。）又は特別支援学校のスクールバスの運転経験を1年以上有する者
- (3) 受託者が主催する安全運転教育を受けている者
- (4) 良好な健康状態を健康診断等で証明できる者
- (5) 65歳以上である場合は、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断（適齢診断）などの結果が良好である者
- (6) 原則として、委託期間を通じて運転することが可能な者
- (7) 児童等の障害に対する理解を深めるため、委託者が実施する研修等に参加できる者

6 委託契約に含まれる経費等

- (1) スクールバスの車両運行、日常の保守点検等に係る一切の経費
 - ア 車両清掃用品及びその他消耗品（バス内で児童等が使用する消耗品を除く）
 - イ 燃料及び油脂類（エンジンオイル等）
 - ウ 運行に伴い発生する軽微な不調、故障等に要する経費。ただし、車両の老朽化による修理経費については委託者と受託者で別途協議するものとする。
 - エ タイヤ、チューブ、チェーンの保守点検及び修理に要する経費
 - オ 事故、故障等による代替車両に係る経費
- (2) 車両の法定点検に係る経費
 - ア 道路運送車両法に定める点検・整備及びそれらの記録に係る経費
 - イ 点検の結果発生した整備経費。ただし、車両の老朽化による修理経費については委託者と受託者で別途協議するものとする。
- (3) 事故に係る経費
 - ア 対人、対物、旅客及び車両等に対する任意保険料
 - イ 運行中に生じた事故（自損事故を含む。）に伴う車両の原状回復に要する経費
 - ウ 事故の処理、交渉等及び補償に係る一切の経費
 - エ 事故防止対策に係る経費
- (4) 3の(3)交流教育等のための運行に係る経費

7 委託者が負担する経費

- (1) 車検に係る経費
 - ア 自動車損害賠償責任保険、自動車重量税、車両登録印紙代及び代行手数料
 - イ 車検に係る整備代
- (2) 有料道路通行料
- (3) スクールバスに登載した通信機器に係る経費
- (4) 車体の改造、塗り替えに係る経費

8 その他

- (1) スクールバスの保管場所は、学校とする。
- (2) スクールバスの給油は、校内では行わないこと。
- (3) 運行経路及び時間については、児童等の異動等により委託期間中に変更することがあるが、原則としてこの変更に伴う変更契約は締結しないものとする。ただし、その変更に伴い当初契約書に記載された運行予定経路の1日当たり総走行距離の20%以上の延伸または短縮が生じた場合、契約日における燃料の市場価格及び前年度の燃費から算出される金額等をもとに変更契約を締結するものとする。また、契約期間2年目以降に同様の状況が生じた際に比較する距離は、当初契約書に記載された総走行距離とする。
なお、コース数の増減の場合は、この限りではない。
- (4) 夏季休業中に十分な試運行を実施し、これに係る経費は受託者負担とする。

(別紙1)

使用車両内訳

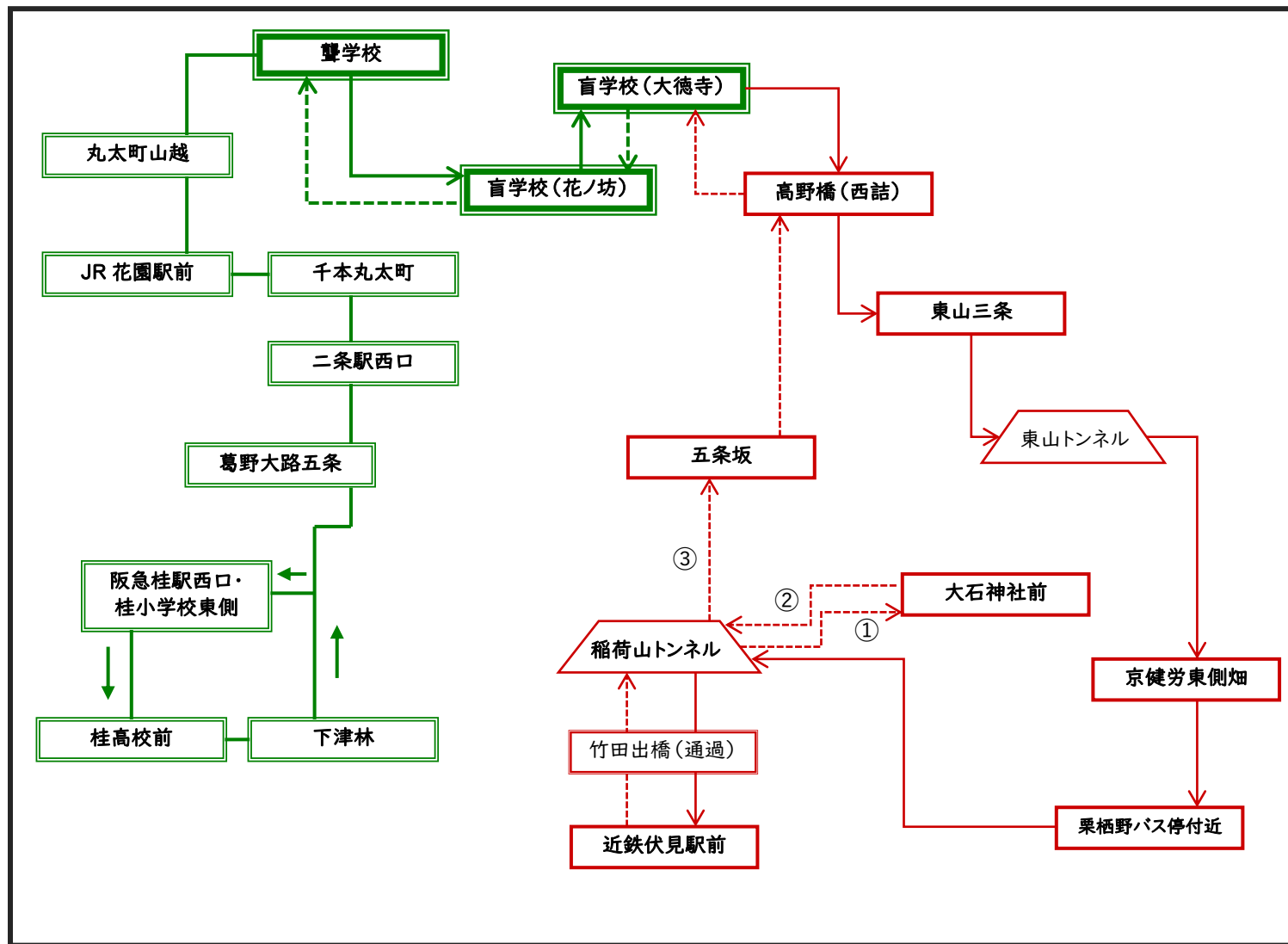
項 目	規 格 ・ 仕 様 等
所 有 者 の 名 称	京都府
所 有 者 の 住 所	京都府京都市上京区藪之内町
使 用 者 の 名 称	京都府立盲学校
使 用 者 の 住 所	京都府京都市北区紫野花ノ坊町1
自動車登録番号又は車両番号	京都200 さ 1040
自 動 車 の 登 録 年 月 日	平成18年3月24日
自 動 車 の 種 別 ・ 用 途	普通・乗合
自 家 用 ・ 事 業 用 の 別	自家用
車 体 の 形 状	リヤーエンジン
車 名	日野
形 式	PB-RX6JFAA
乗 車 定 員	29人(座席22+立席6+乗務員1)
車 両 重 量	4,950kg
車 両 総 重 量	6,545kg
原 動 機 の 型 式	J05D
全 長	699cm
全 高	283cm
全 幅	208cm
総排気量又は定格出力	4.72L
燃 料 の 種 類	軽油
変 速 機	5速マニュアルトランスミッション
走 行 距 離	187,347km (R3.5.27現在)

(別紙2)

スクールバス運行路線略図(令和3年度) 盲学校所有コース(西コース)

西コース(盲学校)は緑色。盲学校(花ノ坊)通学の生徒が、毎週木・金曜日は盲学校(大徳寺)

に登校する。その場合は、盲学校(花ノ坊)への立ち寄りを登下校とも省略する。



警報等発令時の措置について

京都市に特別・暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪の気象警報(以下「気象警報」という)が発令されている場合、

- (1) 午前6時現在、京都市に気象警報が発令されている場合でも、登校時のスクールバスは各バス停安全確認のため運行をします。気象警報が解除されていれば、利用してください。
- (2) 気象警報が解除され、第3校時から始業する場合、登校時のスクールバスは運行しません。自主登校が困難な場合は、自宅学習としますので、その旨を学校に連絡してください。なお、下校時のスクールバスは平常どおり運行します。
- (3) 災害等の状況によりスクールバスの運行が不可能な場合は、運行を中止します。

(別紙 3)

スクールバス運行経路・運行時間（令和 3 年度）

学校名 京都府立盲学校

	登校時		下校時			
	距離(km)	ダイヤ	距離(km)	平日ダイヤ	水曜ダイヤ	式ダイヤ
バス出発場所 阪急桂駅西口	0.0km	7:15				
桂高校前	1.7km	7:18	20.6km	16:31	15:41	12:41
下津林(シャトレ ーゼ・マツモト)	2.2km	7:21	21.1km	16:34	15:44	12:44
葛野大路五条	6.4km	7:35	15.9km	16:17	15:27	15:27
二条駅西口	10.0km	7:54	12.3km	16:00	15:10	12:10
千本丸太町	11.0km	7:58	11.3km	15:55	15:05	12:05
JR 花園駅前	13.6km	8:05	8.7km	15:50	15:00	12:00
丸太町山越	15.4km	8:09	6.9km	15:46	16:56	11:56
聾学校	18.7km	8:20	3.6km	15:35	14:45	11:45
盲学校 (花ノ坊校地)	21.5km	8:30	0.8km	15:25	14:35	11:35
盲学校 (大徳寺校地)	22.3km	8:35	0.0km	15:20	14:30	11:30

※下校時、到着駅の順番が桂高校前→下津林となります。